

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

千代田区教育委員会

緊急事態宣言発令にかかる区立小中学校の対応について

保護者の皆様には、平素より区教育行政に格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした対応により、多大なご負担やご心配をおかけしていることと存じます。

このたび、4月8日に開催された千代田区新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を受け、区教育委員会といたしましては、区立小中学校の対応を下記により実施することとしましたのでご案内いたします。

記

1 区立小中学校の対応について

通常の時間割による授業等は、令和2年5月6日（水）まで臨時休業といたします。

2 臨時休業中における教育活動について

(1) 始業式

小学校の始業式については延期といたします。

(2) 登校日

緊急事態宣言が解除されるまで、登校日は設定しません。

(3) 学習

自宅学習を基本とし、内容についてはホームページ等を活用して周知できるようにいたします。

(4) 児童・生徒の状況確認等

電話連絡等、家庭と連携して児童・生徒の健康状況等を定期的に把握させていただきます。

(5) 部活動

臨時休業中の部活動は行いません。

(6) 学校行事

4月から7月までの期間について、学校行事等は延期又は中止とします。

3 感染症予防策の徹底について

- (1) 臨時休業期間中は人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。

- (2) 臨時休業期間中は、検温をするなど自宅における子どもたちの健康観察を継続し、発熱等の風邪がみられるときは、医療機関の受診とあわせて、学校にもご連絡くださるようお願いいたします。

4 その他

今後、状況に応じて対応が変わる可能性があります。連絡方法については、次のいずれかの方法で行う予定です。

- ① 千代田区ホームページ（「千代田区」で検索してください。）
- ② 緊急連絡メール

【問い合わせ】

（学校保健に関すること）	学務課学校運営係	5 2 1 1 - 4 3 5 7
（教育活動に関すること）	指導課統括指導主事	5 2 1 1 - 4 2 8 6
（特別支援に関すること）	学務課指導主事	5 2 1 1 - 3 6 6 6
（その他に関すること）	子ども総務課子ども総務係	5 2 1 1 - 4 2 7 3